

公 告

小牧農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、小牧市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和8年9月10日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるときは、令和8年9月10日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年8月12日

小牧市長 天 野 正 基

- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画
を変更する理由の縦覧期間
自 令和8年8月12日
至 令和8年9月10日
- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画
を変更する理由の縦覧場所

小牧市役所農政課

小牧市堀の内三丁目1番地